

## ○被害少年保護活動の推進について

平成23年12月16日

少 第 6 2 7 号

警 察 本 部 長

被害少年保護活動の推進について（通達）

被害少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第7号に規定する被害少年をいう。以下同じ。）の保護のための活動については、少年警察活動規程（平成19年埼玉県警察本部訓令第48号）等に基づき推進しているところであるが、被害少年の支援を徹底するため、みだしの活動を次により平成24年1月1日から推進することとしたから、誤りのないようにされたい。

### 記

#### 1 被害少年の早期発見及び保護

##### (1) 被害少年の発見及び保護の観点に立った各種取組の推進

福祉犯（少年警察活動規則第37条に規定する福祉犯をいう。以下同じ。）の取締りのほか、街頭補導活動、サイバーパトロール、少年相談、110番通報等を通じ、被害少年の早期発見及び保護に努めること。

##### (2) 少年相談への対応

ア 被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、被害少年に関する相談窓口について、埼玉県警察ホームページ、SNS等への掲載、非行防止教室等様々な機会の活用等により、被害少年及びその保護者に対し効果的に周知すること。

また、被害少年に関する相談業務の実施、緊急性のある夜間及び休日における相談の110番通報又は管轄警察署への連絡等について広報を行うとともに、適切な相談対応に努めること。

イ 児童相談所、教育委員会、市長村等の相談窓口において受理した被害少年からの相談等に迅速かつ的確に対応するため、緊急時における連絡方法、匿名による電子メール等に係る照会方法等について確認しておくなど平素から関係機関との連携協力に配慮すること。

##### (3) 児童虐待への対応

児童虐待に対する教養の充実を図るとともに、児童虐待が疑われる事案については、児

児童虐待のおそれのある事案への適切な対応について（平成30年少第218号）に基づき、児童の安全確認及び安全の確保を優先とした対応の徹底を図ること。

## 2 被害少年の状況に応じた適切な支援の推進

### (1) 被害少年に対する初期段階における必要な支援の推進

被害少年に対しては、現場における助言、関係機関の紹介、再被害を防止するための適切な助言等必要な支援を行うこと。

### (2) 被害少年に対する継続的支援の推進

被害少年の精神的被害を回復するために特に必要と認められる場合は、保護者の同意（当該少年が特定少年（少年法（昭和23年法律第168号）第62条第1項に規定する特定少年をいう。）である場合は、本人の同意）を得た上で、公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターをはじめとする被害者支援団体への紹介、個々の被害少年の事情に応じたカウンセリングの実施、家庭、学校等と連携した環境調整等の継続的な支援（以下単に「継続的支援」という。）を行うこと。

また、刑事部門等関係部門との連携を強化し、継続的支援に必要な情報が少年警察部門に集約されるよう、部門間の連携を強化すること。

### (3) 部外専門家、関係機関、ボランティア等との連携

ア 継続的支援は、実施担当者のみでは効果的な実施が困難な場合も多いことから、少年サポートセンターにおける組織的判断の下で、犯罪被害者支援部門との連携に配慮して行うこと。

また、臨床心理学、精神医学等の部外専門家をあらかじめ被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱すること。

イ 継続的支援に当たっては、保護者及び学校等の関係機関との連絡を密にするとともに、地域のボランティア等と連携するなどして、被害少年の生活状態、取り巻く環境の変化等をできる限り把握し、状況に応じた木目細かな活動の実施に努めること。

## 3 被害少年に係る再被害等の防止

### (1) 被害少年に係る再被害及び被害拡大の防止

被害少年が繰り返し児童虐待等の被害に遭うことがないように、児童相談所、学校等関係機関との協力関係の構築に努め、必要に応じ児童相談所への通告等を行うほか、福祉犯の被害少年については、保護者、学校関係者等に配慮を求めるとともに、関係機関への

連絡その他の同種の犯罪を防止するため必要な措置を講じること。

また、児童ポルノ事犯については、インターネット上の画像の流通又は閲覧により被害が拡大することのないよう、サイト管理者等に対する画像の削除依頼、関係事業者によるブロッキングの実施への協力等の措置を迅速に講じること。

(2) 被害少年に関する情報の保護

被害少年に関して知り得た秘密の厳格な保持に配慮するとともに、少年が被害者である事件に係る新聞その他の報道機関への発表において、被害少年のプライバシーに十分配慮すること。

(3) 事情聴取における被害少年への配慮

被害少年の事情聴取に当たっては、少年の特性及び個々の事情に配慮し、特に、性に係る犯罪の被害少年については、少年が望む性別の警察官による事情聴取を行うなど、可能な限り被害少年の精神的負担を軽減するための措置を講じること。

実施日

この通達は、平成24年1月1日から実施する。

実施日（平成30年3月30日少第218号）

この通達は、平成30年4月2日から実施する。

実施日（令和元年6月7日少第361号）

この通達は、令和元年6月7日から実施する。

実施日（令和4年8月24日少第374号）

この通達は、令和4年9月1日から実施する。